

平成 8 年 4 月 18 日制定
平成 10 年 4 月 24 日改正
平成 25 年 11 月 29 日改正

精 密 工 学 会 北 海 道 支 部
「 優 秀 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 賞 」 規 約

1. 贈賞の趣旨

精密工学会北海道支部（以下当支部と略記）優秀プレゼンテーション賞は、当該年度の当支部学術講演会に於いて、当支部に所属する学生会員によって発表された講演を対象とし、そのプレゼンテーション内容が明瞭かつ優秀と認められるものに対して、その努力と精進を顕彰し、当支部学術講演会の活性化を図ることを目的として学生個人に贈賞する。

2. 贈賞の対象となる講演

- (1) 学生会員により口頭発表，もしくはポスター発表された全講演とする。
- (2) 発表する研究の分野は特に限定しない。
- (3) 連名者に制限は設けない。

3. 授賞資格者

道内の高等専門学校，大学，大学院修士課程・博士課程，およびこれらと同等の教育機関に在学する学生会員で，当支部学術講演会において口頭発表，もしくはポスター発表を行った者。

4. 贈賞件数

毎年，審査対象講演数の 1 割程度の件数とする。

5. 賞

授賞者への贈呈物は，別途申し合わせ事項で定める。

6. 審査および決定

当支部 優秀プレゼンテーション賞審査委員会で審査し，当支部商議員会で決定する。贈賞は当支部学術講演会の懇親会席上で行う。